

給 与 規 程

(目 的)

第1条 本規程は一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2. 本規程で定める職員の給与に関する事項は、本規程および給与等支給規程施行細則に定めた事項のほか、連盟労働組合（以下「労働組合」という）との協定・協約・労働基準法の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 本規程は、連盟から給与の支給を受ける正職員に適用する。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、本俸及び手当とする。

- (1) 本俸
- (2) 調整手当
- (3) 扶養手当
- (4) 住宅手当
- (5) 転居手当
- (6) 異動手当
- (7) 通勤手当
- (8) 管理職手当
- (9) 主任手当
- (10) 超過勤務手当

2. 職員の初任給・格付・昇給・本俸及び手当は、別に定める。

3. 給与は月給制とする。

(給与の計算期間)

第4条 給与の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2. 超過勤務手当は、月の1日から末日までの金額を計算し、翌月に支払う。

3. 前項の規定は期末・勤勉手当及び退職金については適用しない。

4. 新たに職員になった者は発令の日から日割りで計算された額を支給する。

(給与の計算方法)

第5条 所定の勤務時間の全部又は一部を業務に従事しなかった場合、その従事しなかった時間のうち、有給の定めのないものに対する給与は支給しない。

2. 給与の支給にあたり、次の事由が生じた場合は、給与等支給規程施行細則に定める日割りにより支給または減額する。

- (1) 月の途中で採用された場合。
- (2) 月の途中で昇格、降格、休職などによる変動が生じた場合。
- (3) 病欠がある場合。（年間を通じて45日を超える場合、その超えた日数について別に定める計算方法により減額する。）
- (4) 事故欠があった場合。

(5) 無給休職者が月の途中で復職した場合。

(6) 月の途中で無給になった場合。

第6条 職員が業務上の傷病により、やむを得ず勤務できない療養期間については、給与等支給規程施行細則の定めるところにより、給与を支給する。

(給与の支払)

第7条 職員の給与は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」その他の法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの全額を控除し、その残額を職員に支給する。給与はその月分をその月の25日に支給する。但し、25日が土曜日及び休日の場合は、その前日とする。

(非常時の支払)

第8条 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する時は、職員の請求により、支給日の前日であっても、それまでの就労に対する給与の額を限度として支給する。

(1) 職員又はその収入によって生活している者が結婚・出産・病気又は災害を受けたため、あるいは死亡したため、費用を必要とする場合。

(2) 退職した場合。

(3) 解雇された場合。その日まで日割りで計算した額を支給する。

(4) 職員が死亡した場合、当月分の給与全額を支給する。

(給与台帳)

第9条 職員の本俸・調整手当は別表の通りとする。

第10条 3カ月以上在籍した者は、定期昇給は毎年1回とする。

2. 勤務成績の良好なる者に対して、定期昇給を行う。

3. 中途採用者の昇給は給与等支給規程施行細則に定めるところによる。

(昇給の停止・延伸)

第11条 次の各号に該当する者に対しては、就業規則に定めるところに従って、昇給を停止又は延伸させることとする。

(1) 休職中の者（1カ月以上の者）。

(2) 勤務成績の極めて低い者。

(3) 年間欠勤10%以上の者。

(4) 年次欠勤20%以上の者。

(5) 4月1日時点で55歳を過ぎた者。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は扶養家族のある職員に支給する。

2. 前項の扶養家族は次の各号の一つに該当するものであって、もっぱらその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者

(2) 満18歳未満の子及び孫。但し、大学等の学生の子及び孫を扶養している場合は、22歳までとする。

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満18歳未満の弟妹

(5) 障害者

3. 扶養手当の額は、給与等支給規程施行細則に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第13条 規定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられその勤務をした場合は法律の基準に沿って超過勤務手当を支給する。

2. 1日の勤務時間が8時間を超えた場合のその8時間を超えた部分の超過勤務手当の額は、2.5割増、(ただし一カ月に60時間を超えて超過勤務をさせた場合には、その超えた時間の労働については5割増)深夜労働の場合は5割増した手当を支給する。その計算方法は、給与等支給規程施行細則に定めるところによる。

3. 休日労働については、①1日出勤②午前出勤③午後出勤の3種類の勤務を原則とし、それぞれその該当する振替休暇を与えるものとする。やむを得ず、3時間未満の勤務をした場合には、その勤務時間と同じ振替時間休日を与えるものとする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は通勤に要する実費を給与等支給規程施行細則に定めるところに従って支給する。

(住宅手当)

第15条 自ら居住するための住宅を借りている職員に給与等支給規程施行細則に定めるところに従って、住宅手当を支給する。

(賞与)

第16条 賞与は6月・12月の2回支給する。

2. 支給の日・対象者・支給率・欠格条件等は給与等支給規程施行細則にて定める。

(扶養家族等の届)

第17条 新たに職員となる者で扶養手当・通勤手当・住宅手当を受けようとする者は、別に定める様式により理事長に届けなければならない。

2. 届出事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(管理職手当)

第18条 管理職にある者には管理職手当を給与等支給規程施行細則に定めるところに従って支給する。

(休業手当)

第19条 連盟の責任に帰すべき事由による休業の場合においては、その期間中、当該職員に給与の全額を支給する。

(退職金)

第20条 職員が退職した時は、公務員退職金規程に準じて、職員退職金規程の定めるところにより従って、退職金を支給する。

2. 退職金は独立行政法人勤労者退職金共済機構及び連盟退職引当金による退職金により支給する。

(旅費)

第21条 職員が業務のため出張命令を受けて出張する場合は、別に定める職員旅費支給規程及び職員国外旅費支給規程による旅費を支給する。

(嘱託職員・アルバイトの給与)

第22条 嘱託職員・アルバイトの給与については『労働契約書』及び『雇入通知書』にて通知した条件に従って、支給するものとする。

(規程の改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、評議員会に報告する。

【付 則】

1. この規定は2013年（平成25年）4月1日から施行する。
2. 次の場合は、本規程を改正する。
 - (1) 理事会が必要と認めた場合。

〔改正〕

一部改正	2015年（平成27年）3月15日
	2015年（平成27年）11月15日
	2017年（平成29年）7月9日
	2017年（平成29年）11月12日
	2020年（令和2年）3月15日